

改定します! 使用料・手数料など

消費税
10%

財政課・☎②2106

10月1日(火)から、市の施設の使用料や手数料などに消費税率引き上げ分を転嫁することになりますので、ご理解をお願いします。

なお、消費税法により非課税となっている住民票や戸籍の交付手数料などは変更ありません。

ご協力ください

全国家計構造調査

情報管理課・☎②2105

目的 家計における消費や所得、資産などの実態を把握し、世帯の所得分布や消費の水準などを地域別に明らかにする

調査方法 県知事が任命した調査員が世帯を訪問し、調査票などを配布

対象 中川

町、借宿町

一丁目、大

前町四丁目、

大前町五丁目の一部

調査期間 10・11月



売却する市有地

番号	所在	面積	価格
1	山川町7番9	約67坪	374万円
2	山川町1029番4ほか2筆	約61坪	298万円
3	利保町二丁目7番4	約96坪	540万円
4	葉鹿町67番10ほか1筆	約48坪	278万円
5	小俣南町28番13	約81坪	500万円

市有地の売却

財産活用課・☎②2118

売却地 左表のとおり

申込 9月2日(月)から13日(金)までに申込書を同課に持参(本庁舎6階)

※申し込み多数の場合は、9月27日(金)午前10時から市役所602会議室(本庁舎6階)で抽選会を行います。

※期間内に申し込みがない場合は随時、先着順に売却します。
※詳しくは市ホームページをご確認ください。

事例から学ぶ! 消費者トラブル



CASE 34 ペットボトルの飲料が腐っていた!?

6 日前に店で緑茶のペットボトル飲料を買った。テーブルの上に置き、毎日コップに注いで飲んでいたら、中に白いモヤモヤしたものが浮かんでいることに昨日気づいた。もともと商品が腐っていたのではないか。



開栓後は早めに飲み切って!

白いモヤモヤは開栓後に空気中のカビや細菌が飲料に入り、繁殖したものと考えられます。緑茶などの清涼飲料水は食品表示基準により『名称、原材料、内容量、期限表示、保存方法』などの表示義務があり、賞味期限は容器に表示された方法で未開栓で保存した場合においしく飲める期限です。このため開栓後は早めに飲み切る必要があります。食品の安全性を保つために食品表示を活用しましょう。



迷ったら、すぐ電話! 消費生活センター・☎③1211
平日午前9時~午後4時

取引、証明に使う

はかりの定期検査

商業振興課・☎②2159

取引や証明上の計量で使用するはかりは、定期検査を受ける必要があります。

この検査を受けないと、取引や証明の際に使用できないため、最寄りの会場で必ず受けてください。

期日・会場

▽9月20日(金) 梁田公民館

▽9月24日(火) 御厨公民館

▽9月25日(水) 山辺公民館

▽9月26日(木) 毛野公民館

▽9月27日(金) 生涯学習センター1

▽9月30日(月) 生涯学習センター1

▽10月2日(水) 山前公民館

▽10月3日(木) 葉鹿公民館

▽10月4日(金) 北郷公民館

▽10月7日(月) 助戸公民館

▽10月8日(火) さいこうふれあいセンター

時間 午前10時30分~午後3時

※手数料が必要。

※新規開業や新

規対象となった

方は、栃木県

計量検定所(☎



028・667・9425)へ連絡してください。

夏の節電エコポイント

環境政策課・☎21151

申請条件 7月から9月分の電気使用量の合計が、前年と比較して50kWh以上または10%以上節電できた、市税に滞納のない方

特典 市内映画館『ユナイテッド・シネマ』で使えるシネマギフトカード3千円分と交換できるエコポイントを進呈

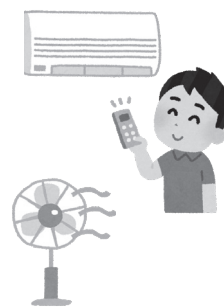
申請期限 11月29日(金)

申請方法 申請書に対象期間の

『電気ご使用量のお知らせ(検針票)』の原本または写しを添付し、押印のうえ同課(本庁舎2階)へ持参または郵送(〒326-1

8601足利市役所環境政策課あて)

※各公民館でも取り次ぎます。



家庭菜園で感染拡大!? ウィルス病にご注意!

農政課・☎21161

Q 病気の原因は?

野菜や花などに寄生する虫(タバココナジラミ)が植物にウィルス病を媒介します。この虫は飛んで移動し、特にトマト、きゅうり、トルコギキョウにおいて被害が多く発生しています。



タバココナジラミ
体長 1.2mm
黄色の体、白い翅

Q どんな症状が出るの?

トマトの場合は葉が表側に巻き、黄色く変色します。また、実がつかなくなります。この病気は、発病すると治すことができません。

Q 感染してしまったら...

株元から地上部分を切り取り、ビニール袋に入れて、枯らしてから処分してください。

Q 相談は...

同課またはJA足利・☎4433
安足農業振興事務所・☎0283・23・1431

税

実施されます

消費税軽減税率制度

足利税務署・☎3151

10月1日(火)から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

▽飲食料品(食品表示法に規定する食品(酒類を除く。))をい、一定の要件を満たす一体資産を含む。

※外食やケータリングなどは、軽減税率の対象品目外。

▽新聞(一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化などに関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくもの)



▼詳しくは...

▽消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)専用 ☎0120・205・553

(平日午前9時~午後5時)

▽国税庁ホームページの特設サイト『消費税の軽減税率制度について』

福祉

身体障がい者巡回相談会

障がい福祉課・☎21134
日時 10月10日(木) / 午後2時~4時

会場 安足健康福祉センター(真砂町)

内容 身体障害者手帳交付申請のための診断書作成、補装具費支給意見書の作成、自宅でできる運動や言葉のリハビリなど

相談員 医師、リハビリ専門職員

対象 肢体に障がいのある方(18歳未満は除く)

定員 先着5人程度

申込 9月27日(金)までに同課

